

広島市東区選挙管理委員会告示第10号

令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 5階 研修室

2 日 時 令和7年7月3日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 5階 研修室

2 日 時 令和7年7月17日 午後6時10分